

第 3 3 回 互理町 農業委員会 総会 会議録

1. 会議の日時 令和 5 年 9 月 2 7 日 (水) 午後 1 時 3 0 分から午後 2 時 1 8 分

2. 会議の場所 互理町役場 2 階大会議室

3. 出席者

(1) 農業委員 (1 4 名)

1 番	加 藤 正 純	2 番	鈴 木 周 吾	3 番	遠 藤 圭 一
4 番	渡 邊 喜 徳	6 番	佐 藤 利 洋	7 番	安 住 政 男
8 番	齋 藤 桂 子	9 番	丸 子 清	1 0 番	菊 池 淑 郎
1 1 番	安 住 郁 子	1 2 番	齋 精 一	1 3 番	浅 川 文 義
1 4 番	片 平 洋 之	1 5 番	伊 藤 富 敏		

(2) 農地利用最適化推進委員 (1 4 名)

1 6 番	古 山 眞	1 7 番	菊 地 英 一	1 8 番	太 田 匡 美
1 9 番	齋 藤 幸 一	2 0 番	大 槻 久 美 子	2 1 番	長 田 邦 雄
2 2 番	新 田 育 男	2 3 番	結 城 美 智 子	2 4 番	棟 形 和 徳
2 6 番	東 條 茂	2 7 番	小 野 忠 良	2 8 番	鈴 木 茂 利
2 9 番	末 木 清 一	3 0 番	千 葉 義 昭		

4. 欠席者

(1) 農業委員 (0 名)

(2) 農地利用最適化推進委員 (1 名)

2 5 番 南 條 栄 一

5. 議事日程

日程第 1 会議録署名委員の指名

日程第 2 第 1 号議案 農地法第 4 条の規定による許可申請書審議について

日程第 3 第 2 号議案 農地法第 5 条の規定による許可申請書審議について

日程第 4 第 3 号議案 農地法第 3 条の規定による許可申請の取消願いについて

日程第 5 第 4 号議案 令和 5 年度第 6 号互理町農用地利用集積計画 (案) について

6. 事務局

事務局長 菊地邦博、班長 浅井由紀枝、主査 高橋大輔

定刻となり、会長あいさつ後、事務局長より出席委員数による総会成立の報告に続き、会議規則第6条の規定により会長が議長となり、開会を宣告する。

議長 それではただいまより、第33回互理町農業委員会総会を開会いたします。

まず、経過報告について事務局よりお願いします。

事務局長 はい、経過報告につきましては、お手元に配布した経過報告書に記載のとおりでございますので、説明については割愛させていただきます。以上です。

議長 次回の総会までの日程については、10月19日に互理と逢隈で地区委員会、10月20日に荒浜と吉田で地区委員会をそれぞれ予定しており、総会は10月26日の予定でございます。なお、本日の欠席者については、25番、南條栄一推進委員より欠席の届け出がありましたのでご報告いたします。

それでは、議事に入ります。日程第1、議事録署名委員の指名ですが、互理町農業委員会総会会議規則第20条の規定により、議事録署名委員は議長が指名することになっておりますので、2番、鈴木周吾委員、3番、遠藤圭一委員を指名いたします。

日程第2、第1号議案、農地法第4条の規定による許可申請書審議についてを議題とします。担当の地区委員会より説明を頂き、採決することといたします。それでは、逢隈地区委員会より説明をお願いします。

10番 (順位1番について議案書朗読及び補足説明)

議長 ありがとうございます。第1号議案の説明が終わりましたが、ご質問、ご意見はございませんか。

29番 住宅を建てる図面を見ますと取付道路が北に延びてありますが、こちらも、今回の申請に入っているのでしょうか。

浅井班長 こちらの方の北側からの入り口も、申請の中に入っております。

29番 はい、分かりました。

議長 道路の分も申請の中に入っているそうです。そのほか、ございませんか。なければ第1号議案、農地法第4条の規定による許可申請関係の案件について採決いたします。順位1番の採決を行います。順位1番について許可相当とする事にご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。第1号議案の順位1番については、許可相当とすることに決定します。以上で第1号議案の審議を終了いたします。日程第3、第2号議案、農地法第5条の規定による許可申請書の審議についてを議題とします。担当の地区委員会より一括して説明を頂き、案件ごとに採決することといたします。それでは、はじめに、亘理地区委員会より説明をお願いします。

2番 (順位1番について議案書朗読及び補足説明)

議長 ありがとうございます。続きまして逢隈地区委員会より説明をお願いします。

10番 (順位2番から順位4番について議案書朗読及び補足説明)

議長 ありがとうございます。第2号議案の説明が終わりましたが、ご質問、ご意見はございませんか。

29番 順位4番の案件ですが、譲受人が(〇〇)さんと個人名になっておりますが、詳細の図面を見ますと、展示場の配置図には(〇〇)と書いてあり、こちらは、個人で購入するように思えますが、法人との関係は調べてあるのでしょうか。

浅井班長 (〇〇)さんについては、個人事業主となっており、現在、6号線沿い(で)事業をしている方で、今回、現在の展示場はそのまま残し、拡張するものです。

29番 法人ではないんですね。

浅井班長 はい、法人ではありません。

29番 はい、分かりました。

議長 そのほか、ございませんか。なければ第2号議案、農地法第5条の規定による許可申請関係の案件について、採決いたします。まず、順位1番の採決を行います。順位1番について許可相当とする事にご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。第2号議案の順位1番については、許可相当とすることに決定します。次に順位2番の採決を行います。順位2番について許可相当とすることにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。第2号議案の順位2番については、許可相当とすることに決定します。次に順位3番の採決を行います。順位3番に

ついて許可相当とすることにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。第2号議案の順位3番については、許可相当とすることに決定します。次に順位4番の採決を行います。順位4番について許可相当とすることにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。第2号議案の順位4番については、許可相当とすることに決定します。以上で第2号議案の審議を終了します。
日程第4、第3号議案、農地法第3条の規定による許可申請の取消願
いについてを議題とします。事務局より説明をお願いします。

浅井班長 (議案書朗読及び補足説明)

議 長 ありがとうございます。第3号議案の説明が終わりましたが、ご質問等はございませんか。

(発言なし)

議 長 なければ採決に移ります。第3号議案、農地法第3条の規定による許可申請の取消願
いについては、原案のとおり承認することにご異議
ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。第3号議案、農地法第3条の規定による許可申請の取消願
いについては、原案どおり承認することに決定いたします。
日程第5、第4号議案、令和5年度第6号亘理町農用地利用集積計画
案についてを議題とします。事務局より説明をお願いします。

浅井班長 (議案書朗読及び補足説明)

議 長 ありがとうございます。第4号議案の説明が終わりましたが、ご質問等は
ございませんか。

(発言なし)

議 長 なければ採決に移ります。第4号議案、令和5年度第6号亘理町農用地
利用集積計画案については、原案のとおり承認することにご異議
ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。第4号議案、令和5年度第6号亘理町農用地利
用集積計画案については、原案どおり承認することに決定いたします。
これで議案審議は全て終了いたします。
その他に入ります。委員の皆様から何かございませんか。

17 番 以前、全国農業新聞に記載されていましたが、6月から一般企業の農地所有が認められると、国会で承認されたとありましたが、実際、手続きの要件について、国とか県から書面等で案内が来ているのでしょうか。

高橋主査 まだ、詳しくは来ていません。特区になった市町村のみ一般企業の買受が可能になる事になります。特区指定に係る申請は、市町村毎に手上げを行い申請する事になりますので、通知が来た場合は、市町村部局と話し合いをして、申請をするべきかどうかの、話をする事になります。詳しい中身については、国や県から連絡があり市町村部局より話があった場合、皆さんにお知らせしたいと思います。

17 番 私の認識としては、今まで、特区が全国で何ヶ所かありましたが、それが外れて、一律に各市町村の承認が得られれば、一般企業も農地所有が可能であると判断しているんですが、私の勘違いですか。

高橋主査 全て勘違いではないです。委員、言われるとおり、前も特区があり、兵庫などがなっていますが、所管が変わり別名称となったため、そちらで、特区の申請をしないと、一般企業の買受が出来ないとなっているものです。詳細の中身については、市町村に下りてきた後、市町村内部で打合せ等をして、方針が決まれば皆さんに情報提供したいと思います。

議長 よろしいですか。

17 番 はい、分かりました。

議長 そのほか、皆さんの方から何かありませんか。なければ、事務局よりお願いします。

事務局長 事務局から報告事項1件、事務連絡が9件、ございます。

以下、事務局より農業経営改善認定農家について報告及び事務連絡後、会長が閉会を宣言し、14番、職務代理者片平洋之委員が閉会の挨拶をして終了する。

閉会午後2時18分